

廃棄物最終処分場における排水基準等 改正のお知らせ

- ・大腸菌群数から大腸菌数への移行（2025年4月1日施行）
- ・六価クロムの基準値見直し（2026年4月1日施行）

【概要】

2025年3月3日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」及び「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布され、大腸菌群数に代わる新たな衛生微生物指標として大腸菌数へ変更されるとともに、六価クロム化合物及び六価クロムについて基準値が改正されました。

大腸菌群数に係る改正の施行期日は2025年4月1日、

六価クロムに係る改正の施行期日は2026年4月1日です。

変更内容は次のとおりです。改正の経緯やより詳しい情報につきましては、環境省ホームページをご確認ください。（報道発表一覧／廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布について）

..... 変更内容

1. 大腸菌群数から大腸菌数への移行について

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令』一部改正

『一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令』一部改正

	変更前	変更後（2025.4.1～）
し尿処理施設 放流水 一般廃棄物・産業廃棄物管理型 最終処分場 放流水及び保有水	大腸菌群数	大腸菌数
	3,000 個/cm ³ →	800 CFU/mL

分析料金：大腸菌群数、大腸菌数 はそれぞれ料金が異なります。お問合せ下さい。

2. 六価クロムの基準値見直しについて

『一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令』一部改正

六価クロム	変更前	変更後（2026.4.1～）
一般廃棄物・産業廃棄物管理型 最終処分場 放流水及び保有水	0.5 mg/L →	0.2 mg/L
廃棄物最終処分場 周縁地下水 産業廃棄物安定型最終処分場 浸透水	0.05 mg/L →	0.02 mg/L



一般財団法人 **上越環境科学センター**

〒942-0063 新潟県上越市下門前 1666 番地
TEL：025-543-7664 FAX：025-543-7882